

モンテネグロにおける新型コロナウイルスに関する状況

モンテネグロでは5月4日以来新規感染者ゼロが続いていましたが、6月14日、新たな感染者が確認され、7月21日に全国的なエピデミック（流行）が宣言されました。10月26日時点で療養者3756名と、3月・4月を大きく上回る感染者が出ています。

モンテネグロ政府も、感染者増加を受けて、感染予防措置の徹底を呼び掛けています。モンテネグロ国内にお住まいの方は、マスクの着用はもちろんのこと、移動中・移動後のこまめな手洗い・アルコール消毒や可能な限り他者とのソーシャルディスタンスを保った生活を心掛けるとともに、意識的に顔（目・鼻・口等）に触れる機会を減らす等の対策を取り、感染防止に努めるようお願いいたします。

以下には一般市民に直接関係する主要措置を記載しておりますが、措置は頻繁に変更されていますので、最新の詳細情報についてはモンテネグロ政府のホームページ（英語）をご確認ください。

<http://www.gov.me/en/homepage>

現在取られている措置：

http://www.gov.me/en/homepage/measures_and_recommendations/

1. 地域別の追加措置

9月28日（月）から、最近14日間の10万人あたりの新規感染者人数（14日分合計）に基づき、既存の措置に加えて以下の感染予防措置が追加されました。

どの地域がどのカテゴリーに該当するかは、毎週最新のデータに基づいて見直され、毎土曜日にモンテネグロ政府ウェブサイトには発表される予定です。以下は10月26日～の区分です。

- (1) 10万人当たり400人未満：既存の感染予防措置を遵守すること。
- (2) 10万人当たり400～799人（ポドゴリツァ、プレブリャ、ニクシッチ、ツェティニェ、ブドバ）：
 - (ア) 飲食店の開店時間は最大22時まで。
 - (イ) 飲食店でより厳格な制限：屋内でも屋外でも1テーブルに2人までとし、テーブル同士の間隔を最低1mとする。
- (3) 10万人当たり800～1199人（コラシン、ウルツィニ）：
 - (ア) 飲食店の営業停止（ホテルの宿泊客へのサービスを除く）。
 - (イ) 同居家族以外の集まりを禁止。
- (4) 10万人当たり1200人以上（ジャブリャク）
 - (ア) 22時～翌朝5時の外出禁止（医療、警察、軍、警備、消防等に従事する者、ペットの散歩（60分）等の例外規定あり（詳細は以下モンテネグロ政府ウェブサイト参照））。
 - (イ) 飲食店の営業停止（ホテルの宿泊客へのサービスを除く）。

(ウ) 家計を共にする家族・親戚以外の住居間訪問を禁止。

モンテネグロ政府発表（英語）：

<https://www.gov.me/en/News/234271/National-Coordination-Body-New-measures-in-municipalities-depending-on-number-of-infected-starting-Monday-Ministry-of-Education.html>

2. モンテネグロ全土で導入されている感染予防措置

(1) モンテネグロ国内では、屋外・屋内ともに、7歳以上の者は必ずマスクを着用する。ただし、ビーチや国立公園では、ソーシャルディスタンスが保持できることを条件に、着用義務の例外とする。

(2) 屋外の公共の場所では40人を超える集まり、屋内の公共の場所では20人を超える集まりを禁止とする。それ以下の集まりでも2メートル以上のソーシャルディスタンスとマスク着用、手の消毒を遵守すること。

(3) 政治集会、公共イベント及び文化イベントについては、屋外では100人、屋内では50人を上限とする。ただし、2メートル以上のソーシャルディスタンスとマスク着用、手の消毒を遵守すること。公共イベント及び文化イベントは、スタンディング形式は不可。

(4) スポーツイベントへの観客の参加の禁止。

(5) 宗教施設内以外の公共の屋外の場所での宗教の集会の禁止、宗教行事は信者の参加なしで実施することを推奨。

(6) 弔問を受けることは禁止とし、葬儀は家族内のみで実施すること。

(7) 私的集まりの禁止（結婚式、卒業式、誕生日等）。

(8) ディスコ及びナイトクラブの営業禁止。

(9) カフェ・レストラン等の営業時間は、朝6時から夜1時までの範囲とする。

(10) 首都ポドゴリツァはじめ、沿岸地方以外の主な都市においては、カフェ・レストラン等は、営業に当たって、屋内であれば1テーブルに2名、屋外は1テーブルに4名の客を限度とする、ビュッフェ、セルフサービス、レジ前に人が集まることは禁止、テーブルとテーブルの間は2メートル以上間隔をとる、消毒・掃除の徹底等を義務化。

3. モンテネグロへの入国制限

6月1日、モンテネグロ政府は、コロナウイルス感染防止のために閉鎖していた国境を開放し、一部の国（グリーンリスト）に居住している外国人の入国を解禁しました（事前の検査、自己隔離等必要なし）。上記グリーンリストには日本が含まれますが、世界規模での感染はまだ広がっており、日本政府としては引き続きモンテネグロに渡航中止勧告（レベル3）を出しておりますので、引き続きご注意の上、以下のページをご参照ください。

モンテネグロ政府の現在の感染予防措置（英語：入国についての情報を含む）：

http://www.gov.me/en/homepage/measures_and_recommendations/

海外安全ホームページ（モンテネグロ）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_179.html#ad-image-0

4. 新型コロナウイルス感染症の症状がある場合の対応

万が一、呼吸器感染症の症状（発熱，くしゃみ，咳，鼻水，呼吸困難等）がある場合は，モンテネグロ保健省の相談窓口連絡し，指示を仰ぐとともに，当館にご連絡ください。

・ 新型コロナウイルス専用番号：1616（毎日8時～23時）

・ 在セルビア日本国大使館連絡先

電話： +381-11-3012800

メールアドレス：consular@s1.mofa.go.jp

5. 予防について

新型コロナウイルスは，風邪や季節性インフルエンザと同様に咳やくしゃみなどの飛沫や接触で感染するとされています。世界保健機関（WHO）は，感染予防の為にアルコール系の消毒用品や石けんを使用した頻繁な手洗い，発熱やせき症状がある人との近距離での接触をしないよう推奨しています。

・ 世界保健機関（WHO）ウェブサイト：新型コロナウイルスに関するアドバイス（英語）

<https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019/advice-for-public>

・ 首相官邸ウェブサイト：新型コロナウイルス感染症に備えて

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

6. その他

日本政府の措置等については，下記ウェブサイトをご参照ください。

・ 首相官邸：新型コロナウイルス感染症対策本部

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html

・ 外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

・ 日本厚生労働省：新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html